

〔第2問〕

観光都市であるK市の市バス運転手であったXは、K市を退職後、K市のガイドマップを作成して販売することを思い立ち、市バスだけを利用して巡ることができる知られざる観光スポットを厳選したガイドマップというコンセプトを考えた。ガイドマップに載せる観光スポットを探す作業は、K市を退職した後輩のYが担当し、Yは3か月をかけてK市を歩き回って、市バスの停留所近くの知られざる小さな寺社など多くの観光スポットを探し出し、その中から人気が出そうなガイドマップに載せるべき観光スポット50か所（以下「本件観光スポット50か所」という。）を厳選した。Yは、K市が作成し無料で自由な使用を認めている標準的なK市の地図に、本件観光スポット50か所を書き入れるとともに、市バスの路線図と停留所名も詳細に書き込んで、一枚物のガイドマップAを作成した。なお、ガイドマップAには、X及びYの氏名は表示されていない。以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、設問1及び設問2は、それぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

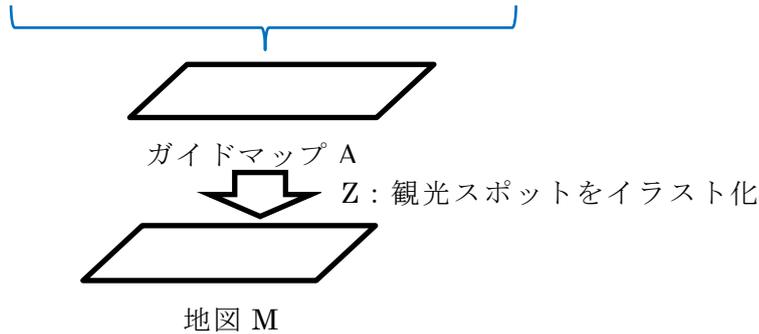
〔設問〕

1. ガイドマップAは、イラストなどは一切載っておらず、通常の見地の表記ルールに従った表現の域を出ていないが、市バスの路線図と停留所名が詳細に書き込まれ、K市の知られざる魅力的な観光スポットが満載であるとして、発売後たちまち人気が出た。Zは、X及びYに無断でガイドマップAを利用し、本件観光スポット50か所をイラストとして表現したほかは、ガイドマップAと全く同じ地図Mを作成し、その販売を開始した。Xは、Zに対して、地図Mの販売はXの著作権を侵害するものであるとして、地図Mの販売の差止めを求める訴訟を提起した。Xは、どのような主張をすべきか。これに対するZの反論として、どのような主張が考えられるか。それぞれの主張の妥当性についても論じなさい。
2. ガイドマップAは、イラストを多用しており、それらのイラストは、XとYが同程度の貢献をして協力して描いた個性的な図柄のものであった。
 - (1) Yは、ガイドマップAをインターネット上で配信し、その際、XとYの氏名を著作者名として表示した。インターネット配信によってガイドマップAは世間に広く知られることとなったため、ガイドマップAの売上げは飛躍的に伸びた。Yは、この配信についてあらかじめXと協議をしたものの、Xは、インターネット配信により自分の名前が世界中に知られることに不安を感じ、配信に同意していなかった。Xは、Yに対して、YのガイドマップAの配信行為はXの著作権及び著作者人格権を侵害するものであるとして、配信行為の差止めを求める訴訟を提起した。Xはどのような主張をすべきか。これに対するYの反論として、どのような主張が考えられるか。それぞれの主張の妥当性についても論じなさい。
 - (2) K市に所在するタクシー会社Sは、社内で観光タクシー運転手になるための資格試験を実施しているところ、今年度の試験は、ガイドマップAの中の本件観光スポット50か所の名称を空欄にし、この空欄に正解の名称を書き入れるように求める問題（以下「本件出題」という。）であった。なお、本件出題に係るガイドマップAにX及びYの氏名は表示されていない。また、Sは、本件出題も含む過去20回分の試験の全問題とその解答（解説は付いていない）を年度順に掲載した『観光タクシー資格試験問題集』（以下「本件問題集」という。）を発行し、社内の希望者に配付しているが、本件問題集においてガイドマップAが使用された問題は、今年度分のみであった。Sは、本件出題及び本件問題集の発行について、X及びYに無断で行っている。X及びYは、Sに対して、本件出題及び本件問題集にガイドマップAを利用したことは、

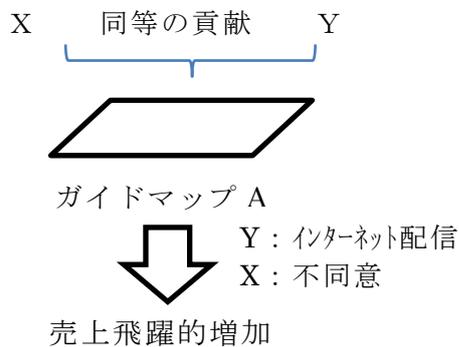
X及びYの著作権及び著作者人格権を侵害するものであるとして、損害賠償を求める訴えを提起した。これに対するSの反論として、どのような主張が考えられるか。その妥当性についても論じなさい。なお、損害額については論じなくてよい。
(法務省 HP から引用 <http://www.moj.go.jp/content/001258876.pdf>)

設問1

X：コンセプト提示 Y：徒歩にて本件観光スポット50ヶ所厳選

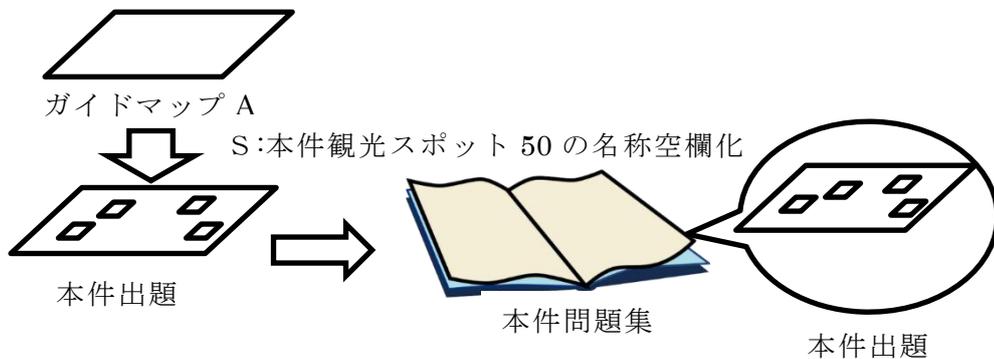


設問2 (1)



設問2 (2)

【タクシー会社S 社内資格試験】



1 第1 設問1について

2 1 Xの主張

3 Xは、ガイドマップAが、著作物であるK市の地図（著作権法（以下省略する）10条1
4 項6号）に本件観光スポット50か所や市バスの路線図等の「素材」を「選択」し、表示方
5 法を工夫して書き入れた地図の著作物（2条1項1号、10条1項6号）にあたること、X
6 はYとともにこれを創作し共同著作権（2条1項12号、117条）を有していること、そして、
7 Zが、本件観光スポット50か所のイラスト表現化以外はガイドマップAと全く同じ地図M
8 を作成したことは、翻案権（27条）侵害に、販売は、複製権（28条、21条）、譲渡権（28
9 条、26条の2）侵害にあたる、と主張する。

10 2 Zの反論

11 (1) ガイドマップAは、通常の地図の表記ルールに従った表現の域を超えていないので著作
12 物ではない、また、著作者とは自己の思想又は感情を創作的に表現した者（2条1項2号）
13 であるところ、Xはコンセプトを考えただけなので著作者とはいえない、と反論する。

14 (2) さらに、「翻案」とは既存の著作物に依拠し、かつその表現上の本質的特徴を維持しつつ、
15 具体的表現に修正等を加えて新たに創作的表現することにより、これに接する者が既存の著
16 作物の表現上の本質的特徴を直接感得できる著作物を創作することをいうところ、ガイドマ
17 ップAにはイラストの記載はなく、表現上、一般の地図にすぎないのに対し、地図Mには観
18 光スポットのイラストが記載されており、これに触れたものは一般の地図という特徴を直接
19 感得することはできない。よって、「翻案」には当たらない、と反論する。

中山信弘「著作権法」

100頁

最判H13.6.28民集55巻

4号（江差追分事件）号

837頁

20 3 それぞれの主張の妥当性について

21 (1) 地図の著作物性

22 地図であっても、記載情報の取舍選択、表示方法に作成者の経験、知識、現地調査の程度
23 に照らし個性が認められる場合には創作性が認められるところ、Yによる十分な現地調査

東京地判H13.1.23判

時1756号139頁（新

撰組ガイドマップ事

件）

1 の結果等が反映されその個性が認められるので、ガイドマップAの著作物性は認められる。

2 (2) Xの著作者性

3 Xが共同著作者たりうるには、創作的な寄与をしていることが必要というべきであるところ、Xは単に抽象的なコンセプトを提示したのみであるから、著作者とはいえない。

5 (3) 「翻案」該当性

6 地図Mは、既存の著作物たるガイドマップAに依拠し、かつバスのみで巡ることのできる観光スポットを示すとの同マップの本質的特徴を維持しつつ、観光スポットのイラストの付加という具体的表現上の修正を加えて新たな創作的表現をしたものであり、これに接する者は上記本質的特徴を直接感得することができる。よって、「翻案」にあたる。

10 第2 設問2(1)について

11 1 Xの主張

12 Xは、個性的な図柄を多用したガイドマップAが著作物であり、これを、X、Yが同程度の
13 貢献をして作成したことから両者は共同著作者であり、YがXの合意なくXの氏名を表示
14 してインターネット配信したことから、氏名表示権侵害(19条1項、64条1項)、公衆送信
15 権侵害(23条、65条2項)、であると主張する。

16 2 Yの反論

17 ガイドマップAをインターネット配信することでその売上は飛躍的に伸びたのであり、
18 Xには利益となったにもかかわらずXが配信に合意しなかったことは、「信義に反」(64条
19 2項)し、「正当な理由がない」(65条3項)。よって、意思表示を命じる判決(民事執行
20 法174条1項)も不要であり、Xの権利侵害の主張には理由がないと反論する

21 3 それぞれの主張の妥当性

22 (1) 「正当な理由がない」(65条3項)といえるかについて

23 ア 65条3項の趣旨は、共有者の一部の不当な合意拒否により著作物の利用・流通が不当

高部真規子「実務詳説
著作権論」49頁
最判H5.3.30判時1461
号3頁「智恵子抄上告
審」

1 に制限されることを避ける点にある。64条が著作人格権の問題を扱っているのに対し、
2 65条は財産権の問題を扱っていることから、「正当な理由」も財産的側面から決すべきで
3 ある。本件では、インターネット配信により売上が飛躍的に伸びたというのであるから、
4 財産的側面から見てXに合意拒否の「正当な理由」はないというべきである。

5 イ なお、「全員の合意」(65条2項)が必要であることから「正当な理由」なく同意を拒
6 否しているXに対しても意思表示を命じる判決まで得る必要がある。

7 (2) 「信義に反」する(64条2項)といえるかについて

8 財産権としての著作権とは異なり、著作者人格権は、著作者の人格的利益を保護するも
9 のであるから、「信義に反する」とは、嫌がらせや著作者間の約束事に反することと解さ
10 れるところ、Xは自己の氏名が世界中に知られることに不安を感じたのであり、経済的合
11 理性は別にして、その主張にも相応の理由があるといえ、「信義に反する」とまではいえ
12 ないと考える。

13 第3 設問2(2)について

14 1 Sの主張

15 Sは、公表済みのガイドマップAを本件出題及び本件問題集に用いることは試験問題と
16 しての複製(36条1項)、引用(32条1項)にあたり、X,Yの複製権(21条)侵害、譲渡
17 権(26条の2)侵害ではなく、また、本件観光スポットの名称の空欄化は、試験問題作
18 成上「やむを得ない…改変」(20条2項4号)であり、同一性保持権(20条1項)侵害に
19 当たらず、ガイドマップAには元々X及びYの氏名は表示されていなかったところ、それ
20 に従い不表示としても氏名表示権侵害とはならない(19条2項)と主張する。

21 2 主張の妥当性

22 (1) 試験問題としての複製(36条1項)について

23 ア 同条の趣旨は、入学試験等の試験では、問題の事前漏洩防止の必要から、予め著作者の

中山信弘「著作権法」

225頁

金井重彦, 小倉秀夫

編著 著作権法コン

メンタール 991頁

東京高判 H12.9.11

決定

1 許諾を得ることは困難である一方、試験問題として利用しても、通常の利用と競合しない
2 ことから、著作権を制限しても不当ではないとの点にある。よって、同項の「試験」とは、
3 利用する著作物を秘密にする必要があり、予め著作権者の許諾を受けることが困難な試験
4 をいうと解される。

5 イ 本件出題については、社内資格試験であるとはいえ、引用著作物を秘密にする必要があ
6 り、同項の「試験」に当たる（但し、営利目的であり補償金の支払いを要する〔同条2項〕）
7 が、本件問題集については、出題済みの問題を掲載するものであり、同項の適用はない。

8 (2) 「引用」(32条1項) 該当性

9 32条1項の「引用」たるには、①表現形式上、引用・被引用著作物に明瞭区別性があり、
10 ②非引用著作物が主従関係における従である必要がある、と解する。本件出題、本件問題集
11 とも①は認められるが、②については、本件出題ではガイドマップAのみを題材としており、
12 引用される同マップが従であるとは到底言えないし、本件問題集についても、20回の試験
13 問題中1回分に過ぎないとはいえ、各年度の問題は独立しており、当該年度の問題自体につ
14 いては、上記のとおり主従性が認められない。

15 よって、本件出題及び本件問題集のいずれにおいても、ガイドマップAの利用は、「引用」
16 にはあたらない。

17 (3) 観光スポットの名称空欄化の「やむを得ない…改変」(20条2項4号) 該当性

18 観光タクシー資格試験問題である以上 観光スポットの理解を試すことは不可欠であり、
19 観光スポット名称空欄化は「やむを得ない…改変」にあたり、同一性保持権(20条1項)
20 侵害は成立しない。

21 (4) 氏名表示権侵害の成否(19条2項該当性)

22 氏名が表示されていない場合でも、氏名を表示しない旨の決定がされている以上、それ
23 に従い不表示としておけば当該人格的利益は害されず、氏名表示権侵害は成立しない。以上